政令第三百二十五号

金融商品取引法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、金融商品取引法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十七号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

金融商品取引法の一部を改正する法律の施行期日は、平成三十年四月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　齋藤　健
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣臨時代理
国務大臣　齋藤　健

金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年十二月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百二十六号

金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、金融商品取引法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十七号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（金融商品取引法施行令の一部改正）

第一条　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一条の二十一」を「第一条の二十二」に、「第三章の四　特定証券情報等の提供又は公表（第十四条の十四）」を「第三章の四　特定証券情報等の提供又は公表（第十四条の十四―第十四条の十七）」に、「第四章の四　金融商品取引業協会（第十八条の四の九―第十八条の四の十一）」を「第四章の四　金融商品取引業協会（第十八条の四の九―第十八条の四の十三）」に、「第四章の五　投資者保護基金（第十八条の五―第十八条の十五）」を「第四章の五　投資者保護基金（第十八条の五―第十八条の十六）」に改める。

第一条の七の三第七号ニ中「第二十九条の四第三項」を「第二十九条の四第四項」に改める。

第一条の十九第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　証券投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第四項に規定する証券投資信託をいい、その信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を金融商品市場における相場その他の指標の変動率に一致させるよう運用する旨及びその受益証券が金融商品取引所に上場され、又は店頭売買有価証券登録原簿に登録される旨を同法第四条第一項に規定する投資信託約款に定めたものに限る。以下この号、第十五条の三第四号及び第十五条の二十第四号において同じ。）の設定（追加設定を含む。第十五条の三第四号及び第十五条の二十第四号において同じ。）、証券投資信託の元本の一部の償還又は証券投資信託の受益証券と上場有価証券等（第一条の十第一号に規定する上場有価証券等をいい、当該証券投資信託の運用の対象とする各銘柄のもの又はその信託財産に属するものに限る。以下この号、第十五条の三第四号及び第十五条の二十第四号において同じ。）との交換に係る受益証券又は金銭等（金銭又は上場有価証券等をいう。第十五条の三第四号及び第十五条の二十第四号において同じ。）の授受

第一章中第一条の二十一の次に次の一条を加える。

（高速取引行為となる行為）

第一条の二十二　法第二条第四十一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　法第二条第四十一項第一号に掲げる行為を行うことを内容とした金銭その他の財産の運用（その指図を含む。）を行うこと（同号に掲げるものを除く。）。

二　法第二条第四十一項第一号に掲げる行為を行う者を相手方として店頭デリバティブ取引を行うことその他の方法により、当該者に同号に掲げる行為を行わせることとなる取引又は行為を行うこと。

第二条の十二中「含む。」の下に「第十四条の十七第十号、」を加える。

第二条の十二の三第一号から第三号までの規定中「全ての要件」を「要件の全て」に改め、同条第四号中「全ての要件」を「要件の全て」に改め、同号ロ中「この条及び第三十三条の四の五第二項第二号において」を削り、同条第五号中「全ての要件」を「要件の全て」に改め、同条第六号中「全ての要件」を「要件の全て」に改め、同号ハ中「発行者が法第二十四条第一項」を「発行者が同項」に改め、同条第七号から第十号までの規定中「全ての要件」を「要件の全て」に改める。

第三章の四の次に次の一章を加える。

第三章の五　重要情報の公表

（上場会社等の有価証券から除くもの）

第十四条の十五　法第二十七条の三十六第一項に規定する有価証券から除くものとして政令で定めるものは、次に掲げる有価証券とする。

一　法第二条第一項第五号に掲げる有価証券のうち当該有価証券の発行により得られる金銭をもつて資産を取得し、当該資産の管理及び処分により得られる金銭をもつて当該有価証券の債務が履行されることとなる有価証券として内閣府令で定めるもの

二　法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券のうち次に掲げる者が発行者であるもの以外のもの

イ　その資産の総額の百分の五十を超える額を不動産その他の内閣府令で定める資産に対する投資として運用することを規約に定めた投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいう。以下この号及び第十四条の十七第六号において同じ。）

ロ　その資産の総額のうちに占めるイに規定する内閣府令で定める資産の価額の合計額の割合が百分の五十を超える投資法人として内閣府令で定めるもの

ハ　イ又はロに掲げる投資法人に類する外国投資法人

（その発行者が上場会社等となる有価証券の範囲）

第十四条の十六　法第二十七条の三十六第一項に規定する法第二条第一項第五号、第七号、第九号又は第十一号に掲げる有価証券（前条各号に掲げるもの及び同項第十一号に掲げる外国投資証券を除く。次号において同じ。）で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券（法第六十七条の十八第四号に規定する取扱有価証券をいう。以下同じ。）に該当するもの

一　法第二条第一項第五号、第七号、第九号又は第十一号に掲げる有価証券（前条各号に掲げるもの又は同項第十一号に掲げる外国投資証券を除く。以下この条において同じ。）の性質を有するもの又は同項第十一号に掲げる外国投資証券（前条第二号に掲げるものを除く。以下この条において同じ。）で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの（指定外国金融商品取引所に上場されているものを除く。）